

《預かり保育料の請求について》

預かり保育料の支給方法は、3か月ごとの償還払いとなります。

※「償還払い」とは、一旦実費を支払い、後日請求により払戻しを受けること。

請求手続き

下記の書類を、市役所2階教育総務課又は在籍の幼稚園へご提出下さい。

- (1) 施設等利用費請求書（償還払い用）
（※修正テープや金額の訂正はできません。裏面も必ずご記入下さい。）
- (2) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書
（※施設が発行したものを添付して下さい。）
- (3) 委任状（認定保護者と振込口座の名義が異なる場合のみ提出下さい。）

※請求書を1枚同封いたしますので、両面コピーの上、ご使用下さい。

また、市のホームページよりダウンロード（必ず両面印刷の上、ご使用下さい）いただくか、ご利用中の幼稚園、大和郡山市の窓口（教育総務課）でもお渡ししております。

請求書の提出期限・支給時期

預かり保育料の償還払いのご請求は、年に4回の提出期限を設けております。具体的な提出期限等については、市のホームページにてお知らせいたしますので、必ずご確認をお願いします。

支給額

月額11,300円（新3号認定に該当する方は16,300円）を上限として、次の（ア）（イ）のうち、低い方の金額が支給額となります。

- (ア) 月毎の実際に支払った預かり保育料（※おやつ代等の実費は除く）
- (イ) 月毎の基準額（1日あたり450円×利用日数）

＜お問合せ先＞
大和郡山市教育委員会教育総務課
総務係
53-1151（内線713）